青森県教育委員会第八百十六回定例会

場期	所日	<b>妥員会室</b> 年一月十
		会議次第
	開	会
<u> </u>	報 報	報告第一号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について1. 告
$\equiv$	議	議案第一号 県無形民俗文化財の指定について
匹	そ 職 の	4員の懲戒処分の状況

五.

閉

会

# 報

学 校 職 員  $\mathcal{O}$ 育 児 休 業 等 に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 規 則 に 0 *(* ) 7

め会 たの学 の事校 で務職 報の員 告委の し任育 ま等児 すに休 関業 す等 るに 規関 則す 第る 四規 条則 第の 項部 のを 規改 定正 にす 基る づ規 き則 · 12 教つ 育い 長 7 に お緊 い急 てを 臨要 時す にる 代た 理め 次森 の県 と教 お育 り委 定員

記

職学 員 校 の職 育員 児の 休育 業児 等 休 に業 関等 すに る関 規す 則る 規 平則 成の 四 一 年 部 三を 月改 青正 森す 県る 教規 育則 委 員 会 規 則 第 兀 号) 0) 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に

に 正 〕第第第改第す学 五め二 る校 `条 □様様第同第 文式 式 二 条 一 中中項第項 一中二中 源 「 項 「 第 中 第 一 二 一 一 一 一 ¬ 項 を一第条 条第五条第五条第五条 4 号四三 め第「「 る十第第。一三二 \_ 条条条 第第の 六五三 号」に一第三号 改めめに るる。 三条 第 七 号 を 第三 条 第 八 改

₩ 号 号 条

_	を		_
4. 「訳酶々野鈴士業のイナス対『海珠光当年		育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した」	育児休業等に係る子との養子縁組を解消した(養子縁組の取消しを含む)

44 -5 I

2. 児児児児 大業 業 業 平等等等 กกกก 陈陈陈 9 19 19 19 444-こととに 9 9 5 寒養 親 隊 縁 関 紅組係民 ががな 呼取 特 第 し消養1 いるまり Z た組の

外休休休 S 5 族で 0 法 图 8 緑条 2 2 よ第 1 5 終項 P 6 し親 た定 F7 ٦ B \* <u>(1</u> 庥 B 偨 儛 牟

終

四め離 規附号る鷗ыへ歌歌歌 し児が た休解 牃 等さ にれ 係た  $\mathcal{N}$ 4  $rac{1}{2}$ 9 養 4 緛 쐂 なべ 成 | $\subset$ 2 5 H H 三 瘇 猫 泊 法 舥  $\circ$ ~1 柔 徭 屈 舥  $\omega$ 导 0 戡 定 (1) ٦  $\mathcal{N}$ 

に

第改 様 は則式 及  $\mathcal{U}$ 第 五. 号 様 式 中 続 胘 を 続 胘 翀 に 改

 $\Diamond$ 

る

۲  $\mathcal{O}$ 則 平 成 二 十 九 年 月 \_\_ 日 か 5 施 行 す る。

# 議案第一号

県無形民俗文化財の指定について

条 第青 一森 項県 の文 規化 定財 に保 よ護 り条 `例 次( の昭 表和 に五 揭十 げ年 る十 **₺** \_ の月 を青 県森 無県 形条 民例 俗第 文四 化十 財六 に号 指心 定第 する。

文化財民俗	種別
大間の山車行事	名称
下北郡大間町大間	所 在 地
行事 保存会	保護団体

### [その他]

### 職員の懲戒処分の状況

### 平成29年1月(12月1日~12月31日分)

### 青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 下北地域市部以外の小学校 教諭(54歳 男性)
  - ②事件の概要等 人身事故 (死亡)
    - ・平成27年4月3日(金)午後8時48分頃
    - ・むつ市内の国道
    - ・自動車を運転中、前方左側にいた自転車を避けきれずに衝突したもの。
    - ・事故の相手方(男性1名 平成27年4月3日死去)
  - ③処分内容 停職2月
  - ④処分年月日 平成28年12月22日
- 事案2 ①被処分者 上北地域の高等学校 主事(21歳 男性)
  - ②事件の概要等 速度超過 (30km/h以上50km/h未満)
    - ·平成28年8月18日(木)午後0時31分頃
    - ・青森市内の国道
    - ・最高速度 6 0 km/h のところ、9 0 km/h で走行
  - ③処分内容 戒告
  - ④処分年月日 平成28年12月27日

# 参 考 資 料

第816回定例会(平成29年1月)

●報告第1号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について P1~2

●議案第1号県無形民俗文化財の指定についてP3~5

### 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

### 1 改正の背景

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正(28.12.2公布、29.1.1施行)

- 1 育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する。
- 2 非常勤職員が育児休業を取得できる要件を子が1歳6ヶ月になるまでの間に 任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者とし、要 件を緩和する。



### 職員の育児休業等に関する条例の一部改正(28.12.16公布、29.1.1施行)

- 1 法の委任を受け条例で定める事項の改正
- (1)「育児休業の対象となる子」に関する規定を新設

特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子のほか、養子縁組里親となることを希望しているが、実親等の同意が得られないためやむを得ず養育里親としての職員に委託されている子について規定する。

- (2)「育児休業を再度取得できる特別の事情」に関する規定を追加 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴う改正を行う。
- (3)「非常勤職員が育児休業等を取得できる要件」に関する規定を改正 非常勤職員が育児休業を取得できる要件を子が1歳6ヶ月になるまでの間に 任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者とし、要 件を緩和する。
- 2 法改正に伴う条項移動等の所要の整理

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (28.12.16公布、29.1.1施行)

- 1 法改正に伴う「育児休業等の対象となる子」の範囲の拡大
- 2 法改正に伴う条項移動等の所要の整理

### 2 今回の改正内容

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、

- ① 条項移動に伴う所要の整理を行う。
- ② 育児休業承認請求書等の様式について、子の範囲の拡大に伴う所要の整理を行う。

### 3 施行年月日

平成29年1月1日(法律・条例の施行日と同日)

## 大間の山車行事

1 文化財の種別 県無形民俗文化財

2 名称 大間の山車行事

3 所在地 下北郡大間町大間

4 保護団体の名称及び住所

(名称) 大間の山車行事保存会

(代表) 会長 竹内 弘

(住所) 青森県下北郡大間町大字大間字大間91番地1

### 5 由緒及び沿革

大間の山車行事は、大間稲荷神社の祭礼の際に行われる山車行事である。寛政9年(1797)に神輿渡御が行われたとの記録があるが、付け祭りとしての山車行事がいつ頃から行われたかは記録がなく定かではない。大間町史によると、稲荷丸の以前の山車は180年以上前に作られたものであり、現在使われているものは110年ほど前に作られたもの(文政年間(1818~1830))であること、仁和賀山の山車が明治27年、大正山の山車は明治30年頃の制作であることから、明治期にはすでに行われていたと考えられる。

戦後まもなくまでは、本祭は神輿行列と山車の運行が行われるが、これは景気の良い年だけに行われ、5年か7年に一度くらいであったという。ドヨウボシ(準祭典)は太神楽と山車だけの運行であったという。

8月9日がヨミヤで、10、11日が例大祭であったが、昆布漁が7月20日頃に解禁になるため、8月下旬や9月上旬に変更したこともあった。しかしなかなか都合の良いようにいかなかったため、昭和57、58年頃に戻した。現在の8日ヨミヤ、 $9\sim11$ 日例大祭となったのは、昭和60年頃に4月3日の弁天様の例大祭を稲荷神社の例大祭と一緒に8月に行うこととなったため、2日間で回れなくなり一日増やしたことによるものである。

### 6 文化財の現況

(1) 時期

8月8日から11日

### (2) 行事次第

8月1日に行列の役割を決める。召立役(メシタテヤク)が役割分担をし、召立 帳に書く。榊と天狗の役は、宮司が候補者の名前を書いた紙を幣束を使って神籤で 決める。この役は二度できない。

8月8日 ヨミヤ

20時 祈祷・召立(役割の読み上げ)

8月9日 例大祭

9時 祈祷

10時 神楽・山車運行

2 1 時半 稲荷神社が終点

8月10日 例大祭

運行は9日と同じ。夜は弁天神社が終点

8月11日 例大祭

10時 神輿行列運行

11時 弁天神社で祈祷

13時 神楽・神輿・山車運行

21時半 稲荷神社に戻る

山車は4台あり、ヤマと呼んでいる。船山車を○○丸と呼ぶ。以前は木製の車であったが、昭和30年代にタイヤになった。山車にはそれぞれ御神体を乗せている。 行列が通る道の真ん中に塩を歩幅くらいの間隔で置く。神楽や山車に寄ってもらいたい家ではそこから門口まで塩を置く。不幸のあった家では行わない。各家では玄関に台を置き、その上に燭台にローソクを灯し、御神酒すじ、卵を供える。神楽が入り、獅子頭で祓ってもらい、各山車は船長や頭取がキゴエ(ドットコ)をかけ、終わると皆に酒や肴を振る舞う。

神楽、神輿、山車が昼食、仮泊する家のことを宿といい、毎年ほぼ同じところであるが、不幸があった家は使えないので、その際は別の家にする。

### 7 指定事由

下北地方で行われている他の山車行事と同様に船山車を持った行事であり、江戸時代の日本海を中心とした海運が、北は江差から各寄港地に伝えられている船山車の行事をもたらしたと考えられる。

運行する経路に塩(以前は白砂)を置いて道を清めたり、玄関に神を招く祭壇を設けて待ち受けるなど古風を残していることや、小さな漁村から町へと発展していくとともに山車の数が増えていくという、近代から現代に移行する町の生成過程を山車の増加を通して伺うことができ、他地区には見られない貴重なものであると考えられる。

また、大正山の山車の変遷を見ると、佐井村の山車の古い形態が屋根をつけずに紙の花で飾っていたこととも共通し、下北地方の山車の変遷を伺うことのできる良好な資料である。



神輿行列・山車運行



歩幅間隔の塩



神楽を迎える台



宿



稲荷丸



仁和賀山



大正山



弁天丸